

四日市市告示第48号

四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成28年2月23日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市重度障害者（児）日常生活用具給付事業実施要綱（平成18年四日市市告示第376号）の一部を次のように改正する。

改正後							
別表第1（第2条、第3条関係）							
日常生活用具給付事業対象種目							
区分	種目	対象者		性能	対象年齢	耐用年数	基準額
		難病患者等 以外	難病患者等				
略							
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ラジオ	視覚障害2級以上の者	—	地上デジタル放送を受信できるラジオで、障害者（児）が容易に使用できるもの	学 齡 児 以 上	6 年	29,000
略							
排泄管理支援用具	ストマ装具	ぼうこう又は直腸機能障害があり、ストマ	—	最大6か月単位の給付とする。	—	—	蓄便袋 月額 8,858

		装具を使用 する者 【施設利用 者も可】					蓄尿袋 月額 11, 639
略							
(注) 1～4まで (略)							

第3号様式を次のように改める。

## ストマ装具給付申請書

四日市市長

年 月 日

次のとおり申請します。

申請者	住所	連絡先									
	フリガナ										
	氏名	印	生年月日	年	月	日					
	個人番号										
フリガナ		続柄									
給付申請に係る 児童氏名(18歳未満)		生年月日									
個人番号											
身体障害者手帳	第 号										
申請期間	年 月分 から 年 月分まで 2か月分 ・ 4か月分 ・ 6か月分 (○で囲む)										
配送方法	自宅へ直送 ・ その他 (送付先等を備考欄に記入) (○で囲む)										
業者名											
商 品 名 (メーカー、品番、品名、色、サイズなど商品が特定できる内容を記入)										必要数	単位 (箱・枚・個)
備 考 (商品の送付先、希望する配送時間帯、連絡事項など)											

(添付書類)

- 1 本人及び扶養義務者の所得・課税証明書(控除額の明細等全て記載のあるもの、同意により市で確認できる場合は不要)
- 2 用具の見積書
- 3 市長が必要と認める書類

提出先 四日市市役所

課

TEL

FAX

調 査 書

※この面は記入不要です

世帯員の状況	氏 名	対象者との続柄	所得税額(円)	備 考
		本 人		

世帯区分	A. 被保護世帯    B. 所得税非課税世帯    C. 所得税課税世帯	所得税額合計(                  円)
------	---------------------------------------	-----------------------------

本人は世帯主か	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
本人は最多収入者か	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当
負担基準額又は加算基準額	円 × 1/2 =                  円 (10円未満切捨て)
給付の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否(理由:                  )
給付用具及び基準額(上限額)	<input type="checkbox"/> 蓄便袋    17,716円/2か月 <input type="checkbox"/> 蓄尿袋    23,278円/2か月 <input type="checkbox"/> 蓄便・蓄尿袋    40,994円/2か月

	見積額	基準額	公費負担額	利用者負担額	超過利用者負担額
計	円	円	円	円	円
内訳1(4・6ヶ月申請時に記入)	円	円	円	円	円
内訳2(4・6ヶ月申請時に記入)	円	円	円	円	円
内訳3(6ヶ月申請時のみ記入)	円	円	円	円	円

その他特記事項	<input type="checkbox"/> 前回決定時より世帯の課税状況変更なし
---------	---

上記のとおり確認しました。

年     月     日                                  調査員                                  印

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)